# 計画事業に係る事後評価項目記載要領(最終年度)

### I 総合評価

地域の主体的な取組みと創意工夫による公共交通の活性化・再生を通じ、個性豊かで活力に満ちた地域社会実現に寄与するために適切な事業を選び出し、当該事業を本格実施する環境を整備したか。

法定協議会を適切に開催し、地域の公共交通を活性化し、地域を活性化するために適切な事業を選び出し、試行的に事業を 実施する中で、その問題点の検証、事業の見直しの要否の検討、利用料金の適正な設定、協賛金の拠出等も含めた財源の検 討等を行い、当該事業を本格実施する環境の整備を行った。

# Ⅱ 計画事業の実施

① 事業計画に位置づけられた事業が適切に実施されたか。事業計画に位置づけられた事業が事業計画どおりに 実施されなかった場合には、適切な理由等が明らかにされているか。

総合事業計画において、朝・夕における路線バスの実証運行、バスと鉄道の接続改善、日中の時間帯における高齢者の通院需要、買い物需要等を踏まえたデマンドタクシーの実証運行を地域として実施する事業として位置づけている。路線バスについては平成〇年7月1日に1日4便の運行を開始し、同年度中は〇.〇千人、昨年度は〇.〇千人、今年度は12月末までの間に〇.〇千人が利用した。なお、今年度に路線バスの実証運行を行うに当たっては、昨年度と一部異なる路線で実証運行を行ったが、両年度の4月から12月までの間の利用者数を比較すると今年度は約〇〇%増となり、路線を変更したことにより、潜在的な利用が掘り起こされた形となった。デマンドタクシーについては平成〇年10月1日に〇台の体制での運行を開始し、同年度は〇.〇千人、昨年度は〇.〇千人が利用し、今年度は〇台の体制での運行に変更したところ、12月末までの間に〇.〇千人が利用した。バスと鉄道の接続改善については、平成〇年に〇〇バス側で〇便についてダイヤ変更が行われた。(別添の路線バスの実証運行及びデマンドタクシーの実証運行に係る法定協議会のプレス発表資料(〇月〇日及び〇月〇日)を参照。別添の〇〇バスのダイヤ変更に係るプレス発表資料(〇月〇日)を参照)

事業は事業計画どおりに、路線バスの実証運行とデマンドタクシーの実証運行の双方が実施された。なお、路線バスの実証運行については、上述のとおり、昨年度の利用者数が見込み数を下回る数値だったため、今年度は一部路線を変更して実証運行を実施することとなった。また、デマンドタクシーの実証運行は、昨年度の利用者数が見込み数を下回る数値だったため、台数を1台減らした体制で今年度は実施することとなった。(別添の第○回WGの議事録及び8月○日付けのプレス発表資料を参照)

## Ⅲ 具体的成果

① 定められた評価方法・評価基準にしたがって、評価事項について事業を評価したか。 その際、事業の効果・影響とそれ以外の効果・影響を分離して評価したか。

路線バスの実証運行については、総合事業計画において、路線バスの区間における平均乗車人キロを毎月1回調査員による 実態調査によって把握し、月別の推移で事業評価を行うこととしているが、計画どおり、実態調査を毎月実施し、4月から12月までの平均乗車人キロの推移により、事業評価を行った。

デマンドタクシーの実証運行については、総合事業計画において、利用者数を毎日把握し、一月あたりの平均利用者数の月別の推移で事業評価を行うこととしているが、計画どおり、利用者数を毎日把握し、4月から12月までの一月あたりの平均利用者数の推移により、事業評価を行った。

なお、7月及び8月は高校の夏休み期間となっていることから、路線バスの実証運行の効果を判定するにあたっては、高校生を 除いた平均乗車人キロの数値で推移をとらえることとした。(別添の第○回WGの議事録を参照)

## ② 実施した事業が地域公共交通に関する目標を達成するために適切な事業であるかどうかを検証したか。

朝・夕における路線バスの実証運行について、実際に通勤客・通学客が利用することが確認された結果、通勤・通学へのサービス対応率の向上という目標を達成するために適切な事業であると判断される。また、デマンドタクシーの実証運行については、60歳以上の利用者が利用者全体の〇%となっており、乗車区間も自宅と病院の間である利用者が利用者全体の〇%。自宅と商店との間である利用者が利用者全体の〇%となっており、日中時間帯における高齢者の通勤需要、買い物需要への対応による利用者数の増加という目標を達成するために適切な事業であると判断される。(別添の第〇回WGの議事録を参照)

## Ⅳ 自立性・持続性

#### 1 事業の本格実施に向けての準備

### ① 実施した事業を本格実施するにあたって問題点があるかどうかを検証したか。

路線バスの実証運行については、平均乗車人キロが〇人キロであるものの、収支率は〇%であり、本格運行に向け、収支率向上と運行を継続させるための協賛金の確保が課題であると認識しており、問題点の検証を行ったものと考えている。デマンドタクシーの実証運行については、1日あたりの平均利用者は〇人となっているが、収支率は〇%であり、路線バスの実証運行と同様、収支率向上と運行を継続させるための年会費(利用に当たっては、事前に登録を行い、年会費を支払って会員になることが必要)の確保が課題である。なお、デマンドタクシーの実証運行の前後におけるタクシー会社の売上げを比較すると〇%の減少が見られるものの、タクシー会社からデマンドタクシーの実証運行の実施について疑問視する声はないものと認識している。(別添の第〇回WGの議事録を参照)

### 2 事業の実施環境

#### ① 当該事業の本格実施のための財源について検討を行い、財源の目処がついたか。

来年度において、路線バスの本格運行を実施するに当たっては、利用料金のほか、地域住民や路線沿いの商業施設等からの協賛金を財源とするということで関係者の合意が得られており、現在、法定協議会において、協賛金の拠出を対象者に呼びかけているところである。

また、来年度において、デマンドタクシーの本格運行を実施するに当たっては、利用料金のほか、登録者による年会費を財源とするということで関係者の合意が得られている。

なお、利用料金及び拠出された協賛金若しくは年会費によっても費用が賄えない場合には、市が赤字部分を補填することで、 来年度に本格運行を行う路線バス及びデマンドタクシーに係る事業者を決定することについても関係者の合意が得られているが、赤字補填に係る必要予算は、○○市の平成○年の○月議会に補正予算案を提出し、市議会において審議してもらう予定である。(第○回及び第○回の法定協議会の議事録を参照)

また、現在国土交通省が財務省に要求している地域公共交通確保維持改善事業が予算措置され、当該事業が補助対象として認められる場合には、これを財源の一部として活用することについても、関係者の合意を得ている。

#### ② 住民等による自主的な利用促進、啓発等の活動や協賛金拠出への協力等当該事業を本格実施する環境を整備したか。

今年度における路線バスの実証運行に関しては、路線バスの沿線の自治会が沿線の商業施設等に働きかけを行った結果、○ 十万円の協賛金が法定協議会に拠出されることになったが、その際、来年度以降の本格運行を支えるための来年度以降の協賛 金の拠出についても要請を行ったところであり、自治会としても自治会費に上乗せする形で地域住民からの拠出金の拠出を行う ことで関係者の合意が形成されている。

デマンドタクシーについては、今年度の実証運行に関しては、登録した利用者から年会費の徴収は行っていないが、来年度の本格運行に当たっては、登録した利用者に年会費の徴収について説明を行い、引き続き登録を希望する利用者からは年会費を徴収していくことで関係者の合意が形成されている。(第○回の法定協議会の議事録を参照)

なお、現在国土交通省が財務省に要求している地域公共交通確保維持改善事業が予算措置され、当該事業が補助対象として認められる場合には、これを財源の一部として活用することについても、関係者の合意を得ている。

# V 住民の参加等による地域関係者の実質的な合意形成

① 協議会における審議事項が明確に定められ、計画事業の進め方、実施状況について審議される 体制となっていたか。

法定協議会の運営要領が第1回法定協議会で決定され、制定されており、法定協議会の審議事項は、調査事業の進め方、調査事業の実施状況、調査事業に係る自己評価、連携計画の策定、計画事業の進め方、計画事業の実施状況、計画事業に係る自己評価、その他法定協議会において必要と認めた事項と規定されていたところであるが、第〇回法定協議会において、来年度における路線バス及びデマンドタクシーの本格運行決定についての方針が了承され、本格運行事業の進め方、本格運行事業の実施状況についても、法定協議会の審議事項に追加されたところである。また、法定協議会で決定した場合には、法定協議会における審議をWGを設置し、WGにおいて行うことができることとされており、計画事業の進め方及び実施状況については、WGを設置して審議している。(法定協議会及びWGの運営要領を参照)

② 協議会に住民が参加したり、住民の意見が反映される仕組みが設けられていたか (公募制、住民意向調査等の実施が協議会の運営要領において定められていたか。)。

法定協議会の運営要領において、「連合自治会長」及び「住民の中から公募により選出されたもの」が法定協議会の構成員として規定されている。また、法定協議会の審議事項が上述のように明確に定められているほか、地域住民が希望する場合には、法定協議会にあらかじめ登録することを条件とした上で、重要議題の審議の際の会議への出席や会議での発言等が認められることとなっており、住民の意見が事業に反映される仕組みが設けられている。(運営要領及び第○回の法定協議会の議事録を参照)

## ③ 計画事業を実施するにあたって協議会が適切に開催されていたか。

法定協議会においては、計画事業の進め方、実施した計画事業の結果、実施した計画事業に係る自己評価報告案が報告・審議され、計画事業を実施するにあたって法定協議会が適切に開催された。なお、第○回法定協議会においては来年度の事業の本格実施についても報告・了承された。

④ 協議会の議事が傍聴、議事録や関係資料の公開等によって適切に開示されていたか。

法定協議会の運営要領において、議事の傍聴は原則可能であること、議事録はインターネットのHPにおいて会議開催後速やかに公表することが規定されており、当該規定に則って、協議会の議事が開示されている。

⑤ 地域公共交通に関する目標を達成するために適切な事業を本格実施することについて 地域関係者の実質的な合意が形成されたといえるか。

法定協議会において計画事業の内容、実施した計画事業に係る結果の取りまとめ及び自己評価報告案が報告・審議され、WGでは計画事業の進め方のイメージ、実施した計画事業の月毎の結果及び自己評価報告の素案が審議された。また、以上の審議を踏まえ、これら2つの実証運行については、来年度、原則国費による支援なしで本格運行を実施する提案が行われ、本格運行の実施について関係者の合意形成が行われた。一方、来年度の本格運行の実施について、法定協議会の構成員以外の者からの反対の声もなく、地域公共交通に関する目標やそれを達成するための事業(案)等について地域関係者の実質的な合意が形成されたと言える。